

平成 19 年度「中国における技術標準化と特許に関する調査研究」に係る
委託先の公募について

平成 19 年 12 月 12 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

中国では、標準化法が定められており、様々な標準が制定されている。その中には技術に関する標準も多い。

ところで、中国においてもDVDや携帯電話にみられるように、重要な技術や特許は外国企業が有しているものがほとんどである。そのため、その技術標準を使わざるを得ない中国企業にはロイヤルティ支払義務が重くのしかかっているという状況が生まれており、中国政府も、中国企業のロイヤルティ支払義務の負担をできるだけ少なくするような政策をとろうとしている。その表れがEVDであり、次世代携帯電話の規格である。

日本等では、技術標準・パテントプールと特許権に関する様々な論文等や、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」というガイドラインもある。しかし中国では、最近になってやっと独占禁止法が制定されたという状況であり、技術標準・パテントプールと特許権に関する文献も少ないのが現状である。とくに日本語での情報はほとんどない。

しかし、DVDや携帯電話メーカーを初めとして、様々な業界の日本企業が中国で製品を製造、販売していくためには、中国の技術標準に関する制度や実態を知っておく必要性が高い。

そこで、本調査研究では、まず、中国における技術標準に関する法令・制度の概要を調査・分析し、次に、中国が国際標準化に向けてどのように対応しようとしているかを検討する。そして、技術標準と特許法及び独占禁止法との関係、つまり、技術標準はしばしば特許権を含んでいるが、特許権の行使等に伴う法的問題を検討するとともに、技術標準としばしば対立する独占禁止法との関係を考察する。また、最近制定された中国独占禁止法の規定及び日本等の独占禁止法の経験に照らして、どのような問題が予想されるのか検討する。さらに、中国における技術標準が関心を集めた事例を紹介し特許との関係を検討する。最後に、中国における技術標準化の問題に対して、日本企業・日系中国企業がいかなる点に留意し、いかなる対応策をとるべきかについて具体的な考察を行う。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

- ① 下記(2)調査研究項目に基づき調査研究報告書案を作成し、当組合知的財産権問題専門委員会において報告を行い、同委員会の審議を受ける。

②調査研究結果を報告書に取り纏め、日本機械輸出組合に提出する。

(2)調査項目

- ① 中国における技術標準に関する法令・制度の調査・分析
- ② 国際技術標準と中国
- ③ 技術標準と特許法及び独占禁止法との関係
- ④ 中国における技術標準の事例研究
- ⑤ 中国において特許と技術標準との関係が問題となった判決例の研究
- ⑥ 日本企業・日系中国企業にとっての留意点と対応策

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 315 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年3月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、関係資料 1 部 (基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 19 年 12 月 12 日～12 月 18 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できま

せんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 19 年 12 月 20 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9・申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール: egawa@jmcti.or.jp

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

以上